

畜産基金における価格差補填金の交付経過 (1)

年 度	期 別 間		値上げ幅 (円/トン)	補 填 単 価 (円 / トン)		備 考
	期 別	(月)		通 常 補 填	異 常 補 填	
昭和48年	第 1 四 半 期	4～6	据置	2,500		
	第 2 四 半 期	7～9	据置 +10,000	2,500		
	第 3 四 半 期	10～12	据置	4,000		全額特別価格差補填
	第 4 四 半 期	1～3	+11,000	2,000		全額特別価格差補填
昭和49年	第 1 四 半 期	4～6	▲ 860	800		
	第 2 四 半 期	7～9	▲ 3,103			
	第 3 四 半 期	10～12	+7,472	2,400		11,12月のみ、特別補填1,100円を含む
	第 4 四 半 期	1～3	+4,152	400	3,000	
昭和50年	第 1 四 半 期	4～6	▲ 7,000			
	第 2 四 半 期	7～9	▲ 3,500			
	第 3 四 半 期	10～12	+5,900	3,500		11,12月のみ、11月から値上げ
	第 4 四 半 期	1～3	▲ 3,500	3,500		1月のみ、2月から値下げ
昭和51年	第 1 四 半 期	4～6	▲ 1,500			
	第 2 四 半 期	7～9	+4,900	3,400		8,9月のみ
	第 3 四 半 期	10～12	据置	3,400		特別価格差補填1,600円を含む
	第 4 四 半 期	1～3	▲ 2,200	1,200		特別価格差補填600円を含む
昭和52年	第 1 四 半 期	4～6	据置	1,800		特別価格差補填600円を含む
	第 2 四 半 期	7～9	+800	1,600		7,8月のみ
	第 3 四 半 期	10～12	▲ 5,000			
	第 4 四 半 期	1～3	▲ 3,800			
昭和53年	第 1 四 半 期	4～6	据置			
	第 2 四 半 期	7～9	▲ 3,000			8月から値下げ
	第 3 四 半 期	10～12	▲ 2,500			9月から再値下げ
	第 4 四 半 期	1～3	据置			
昭和54年	第 1 四 半 期	4～6	据置			
	第 2 四 半 期	7～9	+7,500	4,020	2,660	
	第 3 四 半 期	10～12	据置	4,120	1,220	
	第 4 四 半 期	1～3	+9,600	980	8,620	
昭和55年	第 1 四 半 期	4～6	据置	9,200	4,370	特別補填4,600円を含む
	第 2 四 半 期	7～9	据置	3,900		
	第 3 四 半 期	10～12	据置			
	第 4 四 半 期	1～3	+8,500	3,100	1,600	
昭和56年	第 1 四 半 期	4～6	据置	3,100	500	
	第 2 四 半 期	7～9	▲ 3,900			
	第 3 四 半 期	10～12	据置			
	第 4 四 半 期	1～3	▲ 4,900			
昭和57年	第 1 四 半 期	4～6	据置			
	第 2 四 半 期	7～9	+2,750	2,750		
	第 3 四 半 期	10～12	▲ 2,750			
	第 4 四 半 期	1～3	据置			
昭和58年	第 1 四 半 期	4～6	据置			
	第 2 四 半 期	7～9	+3,500	3,500		
	第 3 四 半 期	10～12	+3,200	5,270	1,060	
	第 4 四 半 期	1～3	据置	5,000		
昭和59年	第 1 四 半 期	4～6	据置	3,200		
	第 2 四 半 期	7～9	▲ 3,200			
	第 3 四 半 期	10～12	据置			
	第 4 四 半 期	1～3	▲ 3,200			
昭和60年	第 1 四 半 期	4～6	据置			
	第 2 四 半 期	7～9	▲ 2,700			
	第 3 四 半 期	10～12	▲ 3,000			
	第 4 四 半 期	1～3	▲ 2,700			
昭和61年	第 1 四 半 期	4～6	▲ 3,500			
	第 2 四 半 期	7～9	▲ 2,700			
	第 3 四 半 期	10～12	▲ 3,000			
	第 4 四 半 期	1～3	据置			
昭和62年	第 1 四 半 期	4～6	据置			
	第 2 四 半 期	7～9	据置			
	第 3 四 半 期	10～12	据置			
	第 4 四 半 期	1～3	据置			
昭和63年	第 1 四 半 期	4～6	据置			
	第 2 四 半 期	7～9	+3,600	3,600		
	第 3 四 半 期	10～12	据置	3,600		
	第 4 四 半 期	1～3	据置	3,600		
平成元年	第 1 四 半 期	4～6	据置	3,600		
	第 2 四 半 期	7～9	+3,800	6,000		安定機構からの交付金含む(2,200円/トン)
	第 3 四 半 期	10～12	据置	5,000		安定機構からの交付金含む(1,200円/トン)
	第 4 四 半 期	1～3	据置	3,800		
平成2年	第 1 四 半 期	4～6	据置	2,500		
	第 2 四 半 期	7～9	+2,100	2,100		
	第 3 四 半 期	10～12	▲ 2,200			
	第 4 四 半 期	1～3	▲ 1,700			
平成3年	第 1 四 半 期	4～6	据置			
	第 2 四 半 期	7～9	+900	900		
	第 3 四 半 期	10～12	据置	900		
	第 4 四 半 期	1～3	▲ 900			
平成4年	第 1 四 半 期	4～6	据置			
	第 2 四 半 期	7～9	据置			
	第 3 四 半 期	10～12	▲ 1,400			
	第 4 四 半 期	1～3	据置			
平成5年	第 1 四 半 期	4～6	据置			
	第 2 四 半 期	7～9	▲ 1,400			
	第 3 四 半 期	10～12	据置			
	第 4 四 半 期	1～3	+1,900	1,900		
平成6年	第 1 四 半 期	4～6	据置	1,900		
	第 2 四 半 期	7～9	▲ 2,000			
	第 3 四 半 期	10～12	▲ 1,800			
	第 4 四 半 期	1～3	据置			
平成7年	第 1 四 半 期	4～6	据置			
	第 2 四 半 期	7～9	▲ 300			
	第 3 四 半 期	10～12	+3,100	2,945	155	
	第 4 四 半 期	1～3	+2,500	2,945	1,753	
平成8年	第 1 四 半 期	4～6	+2,650	2,945	3,223	
	第 2 四 半 期	7～9	+2,750	2,945	3,846	
	第 3 四 半 期	10～12	▲ 1,100	4,300		
	第 4 四 半 期	1～3	▲ 2,000	2,300		安定機構から477百万円の借入れ
平成9年	第 1 四 半 期	4～6	+1,600	2,750		特別価格差補填1,150円を含む
	第 2 四 半 期	7～9	▲ 200	1,400		
	第 3 四 半 期	10～12	▲ 300	1,100		安定機構から200百万円の借入れ
	第 4 四 半 期	1～3	+1,300	2,400		
平成10年	第 1 四 半 期	4～6	▲ 1,500	450		全額特別価格差補填
	第 2 四 半 期	7～9	据置	0		
	第 3 四 半 期	10～12	▲ 2,600	0		
	第 4 四 半 期	1～3	▲ 1,500	0		

畜産基金における価格差補填金の交付経過 (2)

年 度	期 別 間		値上げ幅 (円/トン)	補 填 単 価 (円 / トン)		備 考
	期 別	(月)		通 常 補 填	異 常 補 填	
平成11年	第 1 四 半 期	4～6	▲ 1,000	0		【通常補填の発動基準の見直し:移動平均方式】
	第 2 四 半 期	7～9	据置	0		
	第 3 四 半 期	10～12	▲ 1,100	0		
	第 4 四 半 期	1～3	▲ 800	0		
平成12年	第 1 四 半 期	4～6	+1,600	1,025		特例価格差補填575円を含む
	第 2 四 半 期	7～9	据置	500		
	第 3 四 半 期	10～12	▲ 1,600	0		
	第 4 四 半 期	1～3	+1,900	1,100		
平成13年	第 1 四 半 期	4～6	+600	1,200		
	第 2 四 半 期	7～9	据置	1,000		
	第 3 四 半 期	10～12	+700	1,450		
	第 4 四 半 期	1～3	+700	2,150		
平成14年	第 1 四 半 期	4～6	+500	1,350		BSE特別補填800円/トンを含む 牛用配合飼料に限りBSE特別補填実施、畜産基金500円/トン、機構800円/トン。
	第 2 四 半 期	7～9	▲ 600	300		
	第 3 四 半 期	10～12	+1,100	1,050		
	第 4 四 半 期	1～3	+900	1,550		
平成15年	第 1 四 半 期	4～6	▲ 500	550		
	第 2 四 半 期	7～9	+300	650		
	第 3 四 半 期	10～12	▲ 200	0		
	第 4 四 半 期	1～3	+1,800	1,650		
平成16年	第 1 四 半 期	4～6	+2,900	3,584	616	
	第 2 四 半 期	7～9	+1,800	2,932	1,868	
	第 3 四 半 期	10～12	▲ 4,200	0		
	第 4 四 半 期	1～3	▲ 1,800			
平成17年	第 1 四 半 期	4～6	+1,200			
	第 2 四 半 期	7～9	+900			
	第 3 四 半 期	10～12	▲ 800			
	第 4 四 半 期	1～3	+1,200	1,350		
平成18年	第 1 四 半 期	4～6	据置	700		
	第 2 四 半 期	7～9	▲ 500			
	第 3 四 半 期	10～12	+1,754	1,600		
	第 4 四 半 期	1～3	+5,616	4,640		
平成19年	第 1 四 半 期	4～6	+3,230	4,371	1,860	
	第 2 四 半 期	7～9	+1,208	4,553	3,829	
	第 3 四 半 期	10～12	▲ 288	5,550	3,097	
	第 4 四 半 期	1～3	+4,135	7,800		
平成20年	第 1 四 半 期	4～6	+4,660	8,983	1,517	異常補填金額560,098千円 異常補填の発動基準を115%から112.5%に引き下げ 異常補填の発動基準を115%から112.5%に引き下げ
	第 2 四 半 期	7～9	+1,948	4,002	3,398	
	第 3 四 半 期	10～12	+2,872	5,252	2,398	
	第 4 四 半 期	1～3	▲ 11,878			
平成21年	第 1 四 半 期	4～6	▲ 3,568			
	第 2 四 半 期	7～9	+2,892			
	第 3 四 半 期	10～12	▲ 1,362			
	第 4 四 半 期	1～3	▲ 432			
平成22年	第 1 四 半 期	4～6	▲ 685			
	第 2 四 半 期	7～9	据置			
	第 3 四 半 期	10～12	据置			
	第 4 四 半 期	1～3	+3,425	3,250		
平成23年	第 1 四 半 期	4～6	+2,138	3,734	966	
	第 2 四 半 期	7～9	+1,398	3,835	865	
	第 3 四 半 期	10～12	▲ 872	2,100		
	第 4 四 半 期	1～3	▲ 2,331			
平成24年	第 1 四 半 期	4～6	+1,141			
	第 2 四 半 期	7～9	+983	450		
	第 3 四 半 期	10～12	+4,745	5,450		
	第 4 四 半 期	1～3	据置	3,524	776	
平成25年	第 1 四 半 期	4～6	+3,226	3,738	2,062	異常補填の発動基準を115%から112.5%に引き下げ 異常補填の発動基準を115%から112.5%に引き下げ 国が1,325円の特別交付金を交付。異常補填の発動基準を112.5%に引き下げ
	第 2 四 半 期	7～9	+1,449	2,400		
	第 3 四 半 期	10～12	▲ 1,976	700		
	第 4 四 半 期	1～3	▲ 497			
平成26年	第 1 四 半 期	4～6	+1,300			【通常補填の発動基準の見直し:輸入原料変動額により補填を行う】 補填交付限度額が少額(250円未満)のため交付せず
	第 2 四 半 期	7～9	+800			
	第 3 四 半 期	10～12	▲ 2,650	800		
	第 4 四 半 期	1～3	+2,550	800		
平成27年	第 1 四 半 期	4～6	▲ 750			
	第 2 四 半 期	7～9	▲ 1,800			
	第 3 四 半 期	10～12	据置			
	第 4 四 半 期	1～3	▲ 700			
平成28年	第 1 四 半 期	4～6	▲ 3,700			
	第 2 四 半 期	7～9	+800			
	第 3 四 半 期	10～12	▲ 1,650			
	第 4 四 半 期	1～3	+1,950	950		
平成29年	第 1 四 半 期	4～6	+700	1,700		
	第 2 四 半 期	7～9	▲ 1,100	400		
	第 3 四 半 期	10～12	▲ 400			
	第 4 四 半 期	1～3	+1,500			
平成30年	第 1 四 半 期	4～6	+1,100	300		
	第 2 四 半 期	7～9	+1,550	3,450		
	第 3 四 半 期	10～12	▲ 800	2,300		
	第 4 四 半 期	1～3	+500	300		
平成31年 令和元年	第 1 四 半 期	4～6	▲ 850			
	第 2 四 半 期	7～9	▲ 400			
	第 3 四 半 期	10～12	▲ 650			
	第 4 四 半 期	1～3	+700			
令和2年	第 1 四 半 期	4～6	▲ 800			
	第 2 四 半 期	7～9	▲ 1,000			
	第 3 四 半 期	10～12	+1,350			
	第 4 四 半 期	1～3	+3,900	3,300		
令和3年	第 1 四 半 期	4～6	+5,500	3,999	5,901	異常補填金額 1,673,685千円 ※新ルール適用初の異常補填金交付 ※異常補填財源不足発生
	第 2 四 半 期	7～9	+4,700	4,934	7,266	
	第 3 四 半 期	10～12	▲ 1,250	4,357	4,143	
	第 4 四 半 期	1～3	+3,900	3,451	1,749	
令和4年	第 1 四 半 期	4～6	+4,350	5,039	4,761	
	第 2 四 半 期	7～9	+11,400	5,454	11,346	
	第 3 四 半 期	10～12	据置	7,254	496	
	第 4 四 半 期	1～3	▲ 1,000	623	327	
令和5年	第 1 四 半 期	4～6	▲ 2,000	4,230	※2,820	※ 緊急補填交付金を示す ※ 緊急補填交付金を示す ※ 緊急補填交付金を示す ※ 緊急補填交付金を示す
	第 2 四 半 期	7～9	▲ 2,000	3,150	※2,100	
	第 3 四 半 期	10～12	▲ 2,700	630	※420	
	第 4 四 半 期	1～3	+2,800			

(注)制度見直しにより、全畜種加重平均の公表がなくなったため、平成26年度より値上げ幅は全農発表を使用している。